

水道のことは水道局まで ☎ 83-4111

水とくらし

●給水装置は個人の財産です

給水装置とは、水道局が管理する配水管から、所有者が水を使用するために自宅等に引き込んだ「給水管とこれに直接つながる蛇口等までの設備」のことです。この給水装置は、水道メーター以外はすべて所有者個人の財産のため、工事をする場合は、所有者の負担で行うことになります。

※水道メーターは水道局からの貸与品です。



●給水装置の工事は指定する事業者まで

水道局では、水質基準に適合した水を供給できるように、給水装置の材質等について審査を行っています。そのため、給水装置の工事(新設・増設・改造・修繕・撤去等)をする場合は、水道局の承認を得ないといけません。手続きは、指定給水装置工事事業者に依頼してください。急な水漏れなど、いざというときに備えて、指定給水装置工事事業者を確認しておきましょう。詳しくは市ホームページまたは水道局までお問い合わせください。

【問い合わせ先】水道局工務課 (☎ 81-3969)